

## 鎌田公認会計士事務所 税理士法人 鎌田総合事務所

公認会計士 鎌田直善  
税理士 鎌田ふくみ

今年は11月から早くも根雪になってしまいました。冷え込んだり、解けたりのお繰り返して順序良く積もってゆかないので、道路状況がとても危険です。滑らないよう、転ばないようにお気を付けください。

### 税制改正大綱 2018 から

税理士 鎌田 ふくみ

早くも年末に近くなりました。12月14日には来年度に向けた税制改正大綱も公表されたところです。早速、新聞テレビ等が取り上げましたので、概要はお聞き及びのことと思います。

毎年、税制改正のない年はなく、私ども税務実務に携わる者からすると、なんでそんなに、という思いもありますが、まあ、これはしょうもない話。

今回耳目を引いているのは、大雑把にいうと国民全員に影響のある個人所得税の基礎控除の見直しでしょう。従来、38万円だった基礎控除額が一律10万円upの48万円になります。減税要因です。

一方、給与所得者の給与所得控除額が、これまた一律に10万円減少します。増税要因です。ここまで、給与所得者はプラマイゼロ。個人事業主は、マイナス10万円の効果のみが残ります。

また、給与所得控除は、給与収入が850万円で頭打ちとなります。(23歳未満の扶養親族がいたり、本人や配偶者、扶養親族が特別障害者であったりする場合は頭打ち解除のため、調整が入ります。実際には該当するケースは少ないでしょう)

テレビの討論番組などを見ると、このあたりで、もう喧々諤々です。サラリーマンは国税に所得を把握される確率が高い、おまけに増税だ、と言い募る論客もいましたが、月収約70万円、そう多くはないように思います。

基礎控除については、サラリーマンに限らないのですが、合計所得金額が2,400万円から2,500万円の間で逡減し、2,500万円超では0となります。

課税所得金額が大きい層には、増税となりますが、所得金額が2,400万円、2,500万円という階層に属する人は国民全体から見て、少数と言えるでしょうし、基礎控除額は改正後でも最大48万円ですから、こちらも一人一人の影響額は微々たるものかとは思いますが。

木を見て森を見ず、になっているのでしょうか。ちょっと自戒の念も込めての感想です。これらは平成32年以後の所得税からの適用です。

個人所得税については、青色申告特別控除の見直しもあります。同じく平成32年以後の所得税からの適用です。

正規の簿記の原則による記録を前提とした65万円控除が、55万円に引き下げられます。ただし、電子申告（e-Tax）使用の場合は65万円に据え置かれます。時代ですね。

## 償却資産について

スタッフ 内田 優

事業の用に供する構築物・機械・工具・器具・備品など、「土地・建物以外の事業用資産」を償却資産といい、固定資産税が課税されます。

### 1.償却資産の申告

償却資産を所有している個人・法人の方は、毎年1月1日（賦課期日）現在の所有状況を1月31日までに各市区町村に申告しなければなりません。

### 2.償却資産の具体例

- ① 構築物 … 舗装路面、広告塔看板、プレハブ物置など
- ② 建物附属設備 … 自家発電設備、テナント内装工事や内部造作など
- ③ 機械及び装置 … 機械式駐車場設備、各種製造設備などの機械及び装置など
- ④ 船舶 … ボート、釣船、作業船など
- ⑤ 航空機 … 飛行機、ヘリコプターなど
- ⑥ 車輛および運搬具… ショベルカー、フォークリフト、除雪車など
- ⑦ 工具器具及び備品… 応接セット、パソコン、冷暖房用機器など

### 3.償却資産に該当しない資産

- ① 自動車税および軽自動車税の対象となる車輛
  - ② 棚卸資産（貯蔵品、商品など）
  - ③ 生物（観賞用、興行用を除く）
  - ④ 無形減価償却資産（特許権、商標権、ソフトウェアなど）
  - ⑤ 繰延資産（創立費、開業費など）
  - ⑥ 所有権移転外ファイナンスリース取引に係る資産で、その所有者（貸主）が取得した際の取得価額が20万円未満のもの（借主の償却資産にも該当しません）
  - ⑦ 1個又は1組の取得価額が10万円未満のもの（法人の場合は税務会計上固定資産勘定に資産計上したものを除く）
  - ⑧ 1個又は1組の取得価額が20万円未満のもので3年間の一括償却資産としたもの
- ※ 取得価額が30万円未満の減価償却資産について、中小企業者等が取得価額に相当する金額を損金に算入した場合(措法67の5)の資産は、償却資産に該当します。

### 4.固定資産税の課税額（函館市の場合）

各資産の評価額の合計を決定価格といい、原則としてこの決定価格が課税標準額となります。税額は課税標準額に税率1.4%を乗じた金額になります。

ただし、課税標準額が150万円未満の場合は課税されません。

## 営業時間等のお知らせ

年末年始休暇は12月29日から1月4日までです。よろしくお願いたします。  
バックナンバーは、<http://www.kamada-cpa.jp/>でご覧いただけます。